

合併市に関する調査

記入月日：平成16年3月11日

基礎情報

都道府県・市名	石川県・かほく市（かほくし）
合併期日	平成16年3月1日
合併形式	新設合併
住所（旧市町村名も記載）	石川県かほく市宇野気二81番地（旧宇ノ気町）
人口（合併直近の国調）	34,670人（H12国調）
面積	64.76Km ²
議員定数	18人（在任特例期間終了後）
関係市町村名	高松町、七塚町、宇ノ気町

関係市町村合併直前の状況

（H16.1.31現在）

関係市町村	市町村名	人口（人）	面積（km ² ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
		高松町	10,704	26.40	12（定数14）
	七塚町	11,830	6.39	16（定数16）	-
	宇ノ気町	12,958	31.97	16（定数16）	-
合計	-	35,492	64.76	44（定数46）	-

データなし

関係市町村の財政状況

*数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

15年度予算（当初）

3ヶ年平均（H12～H14）

関係市町村	市町村名	15年度予算（当初）			指定団体等の指定状況	財政力指数
		歳入合計（千円）	地方税（千円）	地方交付税（千円）		
	高松町	5,386,000	1,029,528	1,503,000	半島振興、中部圏	0.398
	七塚町	4,488,000	1,019,973	1,500,000	〃	0.417
	宇ノ気町	6,220,000	1,529,768	1,170,000	〃	0.554
合計	-	16,094,000	3,579,269	4,173,000	-	-

合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成14年4月1日	解散年月日：平成16年2月27日
内容	第1回から第19回まで計19回開催し、3町の合併に関する協議及び新市建設計画の作成並びにその他の事務調整を行った。	
住民発議について	無	
市町村建設計画	計画の期間：平成16年度～平成25年度	
基本計画の主要項目	【健康・福祉】地域が一体となって支える健康・福祉のまちづくり 【教育・文化】創造力といきがいをはぐくむ教育・文化のまちづくり 【生活環境】安全でおいしいのある暮らしを支える生活基盤の充実したまちづくり 【都市基盤】地域の発展と活力を支える機能的な都市基盤が整ったまちづくり 【産業振興】様々な産業が育ち、地域の個性を創出する元気なまちづくり 【住民参画、連携・交流】市民がともにふれあう連携・交流のまちづくり	
旧市町村庁舎の利活用	本庁舎（旧宇ノ気町役場）及び分庁舎（旧高松町役場、旧七塚町役場）として利用	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 1
議会の議員の定数に関する特例	無	有の場合： - 名
議会の議員の在任に関する特例	有	有の場合： 1年 2ヶ月
議会の議員の報酬額	月額：議長285,000円、副議長245,000円、議員225,000円（在任特例期間）	
地域審議会の設置について	無	
内容	なし	
地方税に関する特例	無	
内容	なし	
合併特例債発行限度額（億円）	165.6億円	

その他

協議された事項	主要項目について、簡単な内容を含め 10項目 ご記入ください。（例：庁舎の位置 等） 合併の方式 新設合併 新市の事務所の位置 旧宇ノ気町役場を本庁とし、旧高松町役場及び旧七塚町役場を支所とした。 （分庁方式） 財産の取扱い 旧3町が所有していた財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐこととした。 議会の議員の定数及び任期の取扱い 合併特例法に基づく在任特例を適用し、旧3町の議員は合併後1年2月間引き続きかほく市の議会の議員として在任することとした。また、新市の議会の議員の定数は18人とした。 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い 市に一つの農業委員会を置き、旧3町の農業委員会の選挙による委員は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後5ヵ月間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任することとした。 地方税の取扱い 個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、鉱産税、特別土地保有税、入湯税及び都市計画税の税率については、旧3町に相違がないため市税として従来のとおり引き継ぐこととした。 公共的団体等の取扱い 新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めることとした。 補助金、交付金等の取扱い 従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点から見直し、制度化を図ることとした。 町名・字名の取扱い 河北郡高松町、同郡七塚町及び同郡宇ノ気町をかほく市に置き換え、字の名称及び区域については、従来のとおりとした。ただし、字の文字は表示しないものとする。 慣行の取扱い 新市の市章、市の花・木・鳥、市民憲章、市の歌、市の踊り、市のキャッチフレーズ、市のキャラクターマークは、新市において検討することとした。
	残された課題について、箇条書きでご記入ください。
	新庁舎建設の取扱い